

別表（第5条関係）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
A	生活保護世帯等	0円
B 1	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む。）のうちひとり親世帯等	0円
B 2	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む。）のうちB 1以外の世帯	3,000円
C	上記区分以外の世帯	7,000円

備考

1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。

2 この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、その額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

3 この表において「ひとり親世帯等」とは、生計を一にする世帯に配偶者のない者で現に子どもを扶養している者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給を受けた者若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金を受けた者の属する世帯、又は生活保護法に定める保護基準に準じ、特に生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。

4 この表において生計を一にする世帯に小学3年生以下の子どもが2人以上いる場合、これらの者のうち法第20条第4項に規定する支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが第2子のときは半額とし、第3子以降のときは無償とする。